

# 総務委員会資料

平成28年第1回定例会提出予定議案の説明

議案第12号

川崎市住民投票条例の一部を改正する条例の制定について

資料 新旧対照表

平成28年2月10日

総合企画局

川崎市住民投票条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市住民投票条例</p> <p style="text-align: right;">平成20年6月24日川崎市条例第26号</p> <p>(投票資格者)</p> <p>第3条 住民投票の投票権を有する者（以下「投票資格者」という。）は、本市の区域内に住所を有する年齢満18年以上の者であり、かつ、本市に住民票が作成された日（他の市町村（特別区を含む。）から本市の区域内に住所を移した者で住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条の規定により届出をしたものについては、当該届出をした日）から引き続き3箇月以上本市の住民基本台帳に記録されている者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 日本の国籍を有する者</p> <p>(2) 日本の国籍を有しない者であって、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者又は出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1若しくは別表第2に規定する在留資格をもって在留し、かつ、本邦において住民票が作成された日から引き続き3年を超えて住民基本台帳に記録されているもの（同表の永住者の在留資格をもって在留する者にあつては、3年を超えて住民基本台帳に記録されていることを要しない。）</p>	<p>○川崎市住民投票条例</p> <p style="text-align: right;">平成20年6月24日川崎市条例第26号</p> <p>(投票資格者)</p> <p>第3条 住民投票の投票権を有する者（以下「投票資格者」という。）は、本市の区域内に住所を有する年齢満18年以上の者であり、かつ、本市に住民票が作成された日（他の市町村（特別区を含む。）から本市の区域内に住所を移した者で住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条の規定により届出をしたものについては、当該届出をした日）から引き続き3箇月以上本市の住民基本台帳に記録されている者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 日本の国籍を有する者</p> <p>(2) 日本の国籍を有しない者であって、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者又は出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1若しくは別表第2に規定する在留資格をもって在留し、かつ、本邦において住民票が作成された日から引き続き3年を超えて住民基本台帳に記録されているもの（同表の永住者の在留資格をもって在留する者にあつては、3年を超えて住民基本台帳に記録されていることを要しない。）</p>

改正後	改正前
<p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、住民投票の投票権を有しない。</p> <p>(1) 公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 11 条第 1 項若しくは第 252 条、政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 28 条又は地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律（平成 13 年法律第 147 号）第 17 条第 1 項から第 3 項までの規定（以下「選挙法規定」という。）により選挙権を有しない者</p> <p>(2) <u>前項第 2 号</u>  <u>   </u>の規定に該当する者を公職選挙法第 9 条に規定する選挙権を有する者とみなして選挙法規定を適用した場合に選挙権を有しないこととなる者</p> <p>（中略）</p> <p><u>附 則</u>  <u>この条例は、平成28 年 6 月19日から施行する。</u></p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、住民投票の投票権を有しない。</p> <p>(1) 公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 11 条第 1 項若しくは第 252 条、政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 28 条又は地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律（平成 13 年法律第 147 号）第 17 条第 1 項から第 3 項までの規定（以下「選挙法規定」という。）により選挙権を有しない者</p> <p>(2) <u>前項第 1 号の規定に該当する年齢満 18 年以上 20 年未満の者及び同項第 2 号の規定に該当する者を公職選挙法第 9 条に規定する選挙権を有する者とみなして選挙法規定を適用した場合に選挙権を有しないこととなる者</u></p> <p>（中略）</p>